

西山公園体育館及び長岡京市立スポーツセンターにおける  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（利用者向け）  
（令和2年6月4日改訂版）

I 施設の使用に関して

I.1 施設の利用人数や時間の制限、体調の把握・緊急連絡先の確保

- ▶ 感染予防のため、部屋等の利用人数を制限しています。  
※別表①のとおり
- ▶ 利用後の消毒のため、利用区分の変更・利用時間短縮等（使用区分毎に30分程度を短縮）のご協力をお願いします。  
※利用区分の変更は別表②のとおり
- ▶ 体調不良時（下記③の該当者）は、利用の自粛をお願いします。症状によっては、利用を制限させていただくことがあります。
- ▶ 受付時に利用者（来館者）名簿の記載（下記の①～③の事項）をお願いします。

①氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）

②利用時の体温

※自宅等を出られる前に検温をお願いします。

③利用前2週間における以下の事項の有無

- ・平熱を超える発熱
- ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状
- ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※利用者の体調把握や感染者が発生した場合の利用者への周知や保健所による聴き取り等が必要となる事から、届け出を求めるものです。

※個人情報保護に関する最大限の配慮を行います。

II. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ▶ 人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目安）を確保すること。  
四方を空けた座席配置とすること。
- ▶ 混雑時など対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること。

- ▶ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）。
- ▶ マスクを着用すること。
- ▶ 施設の換気（常時2つの窓を同時に開けるもしくは定期的30分～60分に1回）
- ▶ 手洗い・手指の消毒の徹底
- ▶ 発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の人は利用を控える

### Ⅲ. 施設の使用について

#### 1) 休憩スペース

- ▶ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。

#### 2) トイレ

- ▶ 手洗い・手指の消毒の徹底すること。

#### 3) ごみ

- ▶ 感染予防のため、ゴミ箱を撤去しています。ゴミは持ち帰りにご協力ください

#### 4) 研修室・談話室

- ▶ 重ならない動線を確認するとともに他の来館者との間隔を十分に確保（2m）すること。
- ▶ 滞在時間をできるだけ短くなるように工夫すること。
- ▶ 集合場所や順番待ちにおいても人と人との間隔を確保（2m）すること。
- ▶ 利用者等同士の大声での会話は控えるようにすること。
- ▶ 演者、司会者等の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど演者等と座席の間隔（2m以上）を確保すること。

#### 5) 屋外施設（グラウンド、テニスコートなど）・屋内施設（体育室、武道場など）

- ▶ 参加者全員の連絡先の把握に努め、万が一感染が発生した場合には、連絡がとれるように情報提供すること。
- ▶ 参加者全員の体調を把握し、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の人は参加させないこと。
- ▶ 試合待ちの選手や応援などで密な状況をつくらぬよう対人距離（2m）を確保すること。
- ▶ 応援の際に、大声を出さないこと。また、応援の者はマスクを着用すること。
- ▶ 選手などに対し、飲み水などの容器の共有や素手での握手・ハイタッチなどは禁止すること。
- ▶ 身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等における試合、対戦形式の利用など、密集や密接が想定される場合は利用を控えること。
- ▶ トレーニング機器等の使用前・使用後には、消毒及び専用の使い捨てペーパーで

汗のふき取りを行うこと。

【別表①】施設における利用人数（上限）

西山公園体育館		備考
大体育室	50 人以内	半面利用当たり
小体育室	25 人以内	半面利用当たり
武道場	15 人以内	半面利用当たり
研修室	30 人以内	1 室当たり
談話室	8 人以内	1 室当たり
トレーニング室	6 人以内	1 室当たり
幼児室	10 組 20 人以内	1 室当たり
更衣室・シャワー	-	当面の間利用禁止

スポーツセンター		備考
体育館	25 人以内	半面利用当たり
グラウンド	100 人以内	全面当たり
テニスコート	8 人以内	1 コート当たり

【別表②】トレーニング室における利用区分の変更

時間区分①	9:00～10:00
時間区分②	10:30～11:30
時間区分③	12:00～13:00
時間区分④	13:30～14:30
時間区分⑤	15:00～16:00
時間区分⑥	16:30～17:30
時間区分⑦	18:00～19:00
時間区分⑧	19:30～20:30